

いじめ防止のための基本的取組

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 9 月施行)を受け、「豊島区いじめ防止対策推進条例」、「豊島区いじめ防止対策推進基本方針」等に基づき、本校の取り組みを、以下のように定める。

1 いじめ防止に向けた基本方針

- ① いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるという危機意識をもち、いじめの未然防止に向けて組織的な取組を進め、すべての生徒が安心して生活でき、学びに集中できる学校づくりを全教職員が保護者・地域、外部関係機関と協働して行う。
- ② いじめが疑われる段階で、生命尊重・人権尊重を第一に、様子見はせず、早期対応を図る。

2 いじめ対策にあたる組織

- ① 生活指導部会や特別支援コーディネーター会の情報を基に、毎週開催する経営会や運営委員会で、内容の確認、未然防止、早期対応にあたる。隔週で、校内いじめ対策委員会を開催し、いじめの判定、いじめに関する対応、継続指導判定等を行う。学校いじめ対策推進委員会を定期的に開催し、いじめ対策の取組や状況報告及び意見交換等を行い、対策が適切に行われているか検討・確認等を行う。重大事態が発覚した場合は、学校いじめ対策推進委員会を緊急招集し、拡大外部機関の関係者を交えて対応にあたる。
- ② 校内いじめ対策委員会は、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・SCを委員とし、全教員で構成する。
- ③ 学校いじめ対策推進委員会は、上記委員に加え、学運協代表 3 名・PTA 代表 1 名・主任児童委員 3 名・地域警察署少年係 1 名・SSW 1 名を委員とする。必要に応じて、拡大外部機関として、教育委員会・児童相談所等にも委員会への出席を要請する。

3 いじめ防止等に関する日常の取組

- ① いじめの未然防止
 - ア 学校教育全般において道徳教育を充実させ、特に生命と人権の尊重を重点化し指導を行う。
 - イ 生徒会活動などを通じ、いじめ防止に結びつく生徒の主体的取組を展開させる。
 - ウ 様々な情報発信や公開による保護者・地域との信頼関係を基盤に教育活動を展開する。
- ② いじめの早期発見
 - ア 定期的に「いじめ調査」「心の健康アンケート」「i-check テスト」を行い、いじめの実態や悩み等を抱えている生徒を把握し、校内いじめ対策委員会に報告・検討等を行う。必要と判断された生徒には、SC 面談や教育相談を実施する。
 - イ 生徒・保護者が利用しやすい SC、SSW の相談体制を整備する。月毎に SC だよりで広報を行う。
 - ウ 生活指導上のトラブルはいじめか否かを問わず、すべて生活指導部会、校内いじめ対策委員会へ報告し、後者がいじめか否かの判断をし、その後の対応を決める。

③ いじめの早期対応といじめ解消に向けて

ア 予め警察や児童相談所との連絡窓口となる担当者を設け、日常的に情報共有や相談ができる体制を築いておく。

イ 生徒の生命・心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いがある事案、及び、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は、直ちに警察に相談・通報を行い、援助を求める。

ウ いじめが解消されたかどうかの判断は、校内いじめ対策委員会が生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

エ いじめの解消にあたっては、被害生徒へのいじめの行為が止んでいること、心身の苦痛を感じていないことを満たした上でも、継続的な指導・支援を行う。

④ いじめの対応における取組状況の確認と改善

ア 校内いじめ対策委員会において「いじめ対応で改めて留意する事項 10」（東京都教育委員会作成）、「豊島区いじめ防止対策推進条例」に照らし合わせ、自校の取組を定期的に振り返り、常に課題の改善に努める。

イ この「いじめ防止のための基本的取組」を定期的に見直し、実効性あるものとして維持していく。